



埼玉県報

第 63 号
令和元年(2019年)
12月10日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（食品安全課）

告示

- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定（障害者福祉推進課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に係る告示（商業・サービス産業支援課）
- 新江川土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 事務所の所在地又は業者の所在が確知できない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 県道蓮田鴻巣線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道上尾蓮田線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 県道上尾環状線の区域の変更（北本県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第二十二号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「滋賀県知事」の下に「、岡山県知事」を加える。

第七条第一項第一号中「身分証明書(成年被後見人とする登記記録がないことを証明する書面をいう。以下)を「医師の診断書(精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において)」に改め、同項第二号中「身分証明書」を「医師の診断書」に改める。

様式第一号1(2)及び添付書類2中「~~滋賀県~~」の次に「、~~国~~」を加え、同様式の添付書類3を次のように改める。

3 ~~函~~ ~~野~~ ~~の~~ ~~診~~ ~~断~~ ~~書~~ (~~精~~ ~~神~~ ~~の~~ ~~機~~ ~~能~~ ~~の~~ ~~障~~ ~~害~~ ~~に~~ ~~関~~ ~~する~~ ~~診~~ ~~断~~ ~~書~~)

附則

この規則は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第三条の改正規定及び様式第一号の改正規定(「~~滋賀県~~」の次に「、~~国~~」を加える部分に限る。)は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

坂戸市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百五十三号

鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けた
ので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する
同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課に
おいて縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

八潮市から草加都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七百五十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

渡邊 久	野村 真美	長根 裕介	荻原 香	木村 民藏	西岡 真輔	須賀 優	医師の氏名
視覚障害	視覚障害	ぼうこう又は直腸機能障害	視覚障害	心臓機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	指定障害区分
眼科	眼科	泌尿器科	眼科	心臓血管外科	内科	腎臓内科	診療科名
医療法人康久会たにかわ眼科クリニック	小川赤十字病院	春日部市立医療センター	医療法人視心会えのき眼科	防衛医科大学校病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉県済生会鴻巣病院	医療法人三和会東鷲宮病院	医療機関の名称
入間市東町七―十四―十二	比企郡小川町小川千五百二十五	春日部市中央六―七―一	狭山市南入曾五百六十五―十一	所沢市並木三―二	鴻巣市八幡田八百四十九	久喜市桜田二―六―五	医療機関の所在地
同	令和元年十一月二十七日	令和元年十一月二十日	令和元年十月二十日	令和元年十月十六日	令和元年十月一日	令和元年八月一日	指定年月日

本郷 悠	林 伸吉	加藤 仲幸	峯岸 洋次郎	笠倉 至言	新井 亜希
肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	平衡機能障害、音 声・言語機能障害、 そしやく機能障害
神経内科	脳神経外科	整形外科、リハビ リテーション科	整形外科	神経内科、脳血管 内治療科	神経内科
防衛医科大学校病院	医療法人社団協友会吉 川中央総合病院	北戸田ナノ整形外科ク リニック	学校法人北里研究所北 里大学メディカルセン ター	埼玉医科大学国際医療 センター	埼玉県総合リハビリテ ーションセンター
所沢市並木三―二	吉川市平沼百十一	戸田市新曾千九百九十一 リノリーズ二階	北本市荒井六―百	日高市山根千三百九十七 ―一	上尾市西貝塚百四十八― 一
同	同	同	同	同	同

榛沢 理	島田 芳隆	宮本 敬史	間世田 優文	金井 優宜	渡邊 照文
呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由
呼吸器内科	腎臓内科	循環器内科	整形外科	整形外科	神経内科、リハビリ テーション科
医療法人秀和会秀和総 合病院	学校法人北里研究所北 里大学メデイカルセンタ ー	埼玉県立循環器・呼吸器 病センター	医療法人社団博翔会桃 泉園北本病院	社会医療法人ジャパンメ デイカルアライアンス東 埼玉総合病院	医療法人三愛会埼玉み さと総合リハビリテーシ ョン病院
春日部市谷原新田千二百	北本市荒井六一百	熊谷市板井千六百九十六	北本市深井三一七十五	幸手市吉野五百十七ー五	三郷市新和五ー二百七
同	同	同	同	同	同

金井 邦光	丸山 正裕
能障害 ぼうこう又は直腸機	能障害 ぼうこう又は直腸機
泌尿器科	外科
機 構 埼 玉 病 院	学 校 法 人 北 里 研 究 所 北 里 大 学 メ デ ィ カ ル セ ン タ ー
和 光 市 諏 訪 二 一	北 本 市 荒 井 六 一 百
同	同

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元 裕

竹澤 友一	坂田 憲史	上林 潔	赤坂 嘉久	穂吉 真	橋本 整	新井 鐘大	医師の氏名
肢体不自由	呼吸器機能障害	視覚障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	じん臓機能障害	指定障害区分
医療法人社団萌草会草野整形外科	ボツシユ健康保険組合診療所	西上尾上林眼科	医療法人赤坂整形外科	医療法人財団明理会イムス富士見総合病院	医療法人社団協友会八潮中央総合病院	医療法人社団宏仁会小川病院	医療機関の名称
富士見市ふじみ野西一―一 ―アイムプラザ二F	東松山市箭弓町二―五―五	上尾市今泉三百六十五―六 十八	所沢市けやき台二―二十九 ―二十四	富士見市鶴馬千九百六十七 ―一	八潮市南川崎八百四十五	比企郡小川町大字原川二百 五	医療機関の所在地
同	同	同	令和元年十一月二十一日	令和元年十月十日	令和元年九月十三日	令和元年八月一日	辞退年月日

中川 幸紀	高沢 有史	石田 孝	洪 芳樹	金沢 雄一郎	田中 豊基	芝崎 正順
心臓機能障害	心臓機能障害	聴覚障害、平衡機能障害、音 声・言語機能障害、そしゃく 機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	じん臓機能障害	呼吸器機能障害
医療法人中川医院	医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部埼玉 県済生会栗橋病院	こう内科循環器科クリニック	深谷赤十字病院	医療生協さいたま生活協同組合熊谷生 協病院	しばさき内科クリニック
東松山市柏崎七百三十四	上尾市柏座一―十一十	久喜市小右衛門七百十四― 六	富士見市ふじみ野東一―十六 ―四ベラヴィスタ百一	深谷市上柴町西五―八―一	熊谷市上之三千八百五十四	上尾市原市二千三百八十一 ―三
令和元年十一月三十日	同	令和元年十一月二十六日	令和元年十一月二十五日	令和元年十一月二十四日	同	令和元年十一月二十二日

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームズタウン川越店

埼玉県川越市小仙波六百八十九番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ホームズタウン川越店

埼玉県川越市小仙波六百八十九番一外

（変更後）ホームズタウン川越店

埼玉県川越市小仙波六百八十九番一外

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 佐藤弘志

神奈川県相模原市古淵二丁目十四番二十号

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

（変更後）ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実

東京都渋谷区道玄坂一丁目十二番一号

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

二 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠川越店

埼玉県川越市大字松郷字関下町九百二十六番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 小島孝雄

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ所沢店

埼玉県所沢市青葉台千三百二十四番六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号 外六者未定

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ川越的場店

埼玉県川越市的場二十一―四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ川口店

埼玉県川口市大字芝七千二百二十九番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百六十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ春日部店

埼玉県春日部市下柳字森田前三百十四番外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百六十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ草加舎人店

埼玉県草加市遊馬町字中沼二―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地 外 計十八

者

（変更後）株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号 外 計十八

者

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第七百六十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

島忠ホームズ三郷中央店

埼玉県三郷市中央三丁目三十三番八号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 島忠ホームズ三郷中央店

埼玉県三郷市三郷中央地区九十五―二街区四、五画地

（変更後） 島忠ホームズ三郷中央店

埼玉県三郷市中央三丁目三十三番八号

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては

代表者の氏名

（変更前） 株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後） 株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社島忠 代表取締役 山下視希夫

埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地

（変更後） 株式会社島忠 代表取締役 岡野恭明

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目三番三十二号 外 計二者

ハ 変更年月日

令和元年七月二十二日外

ニ 届出年月日

令和元年十一月十四日

二 縦覧期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和元年十二月十日から令和二年四月十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、新江川土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住	所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地	
同	須藤 謙一	同	酒卷千九百八十三番地八
同	坂本 雅一	同	南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同	同 七百三十二番地
同	佐野 勉	同	同 二千五百五十二番地
同	吉野 三三	同	同 犬塚五百九十九番地二
同	大山 利和	同	鴻巣市北新宿九百四十七番地一
同	細井 清隆	同	行田市大字犬塚六百八十二番地
同	今村 政夫	同	同 南河原九百二十番地
同	島沢 一雄	同	同 犬塚千二百五十六番地
同	中村 育雄	同	同 南河原二千六百七十三番地口号
同	大屋 寛	同	同 犬塚七百三番地
同	山崎 弘道	同	同 酒卷千九百七十七番地六
同	中丸 伊佐夫	同	同 南河原二千六百六十九番地
同	栗原 智広	同	同 酒卷千八百七十四番地
監事	吉田 勝伸	同	同 北河原九十八番地
同	江袋 年史	同	同 中江袋九十七番地一

二 退任

職名	氏名	住	所
理事	吉田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地	
同	田村 一郎	同	同 酒卷千八百六十九番地
同	坂本 雅一	同	同 南河原二千六百九十七番地二
同	坂本 芳造	同	同 七百三十二番地
同	吉野 三三	同	同 犬塚五百九十九番地二
同	大山 幸夫	同	同 酒卷千八百七十一番地

告 示

埼玉県告示第七百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和元年十二月十一日から

令和二年一月十六日まで

二 縦覧場所

秩父市役所

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（三・四級基準点測量）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和元年十一月二十五日から令和二年三月二十三日まで

告 示

埼玉県告示第七百七十号

三芳町から富士見都市計画ごみ焼却ごみ処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七百七十一号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和元年十二月十日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	有限会社代田商事
氏名（法人にあつては代表者の氏名）	代田功
主たる事務所の所在地	埼玉県久喜市久喜中央四丁目七番五号

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	旧 新 A	旧 新 別
北足立郡伊奈町大字小室字別所四 四〇九番一地先から同郡同町大字 小室字志久四六九一番一地先まで	北足立郡伊奈町大字小室字別所三 〇四六番一地先から同郡同町大字 小室字志久四六九二番一地先まで	区 間
七・八〇〇四三・三〇	六・八五〇七・四五	敷地の幅員 (メートル)
一〇八七・二〇	五三六・〇五	延 長 (メートル)
旧Aは伊奈町道として引き継ぐ。新Bのうち一部区間は、上尾蓮田線の重複箇所がある。		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 上尾蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>北足立郡伊奈町大字小室字西浦四八三 七番一地从り同郡同町大字小室字志 久四四七二番一地从りまで</p>		区 間
一三・七〇〇三二・三〇	八・〇五〇一六・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
一四八・八〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月十日

埼玉県北本県土整備事務所長 小 島 孝 文

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上尾環状線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北足立郡伊奈町大字小室字別所三二四 八番一地先から同郡同町大字小室字別 所三二五二番一地先まで		区 間
一一・〇〇〇〇～一一・二五	七・〇〇〇〇～七・二〇	敷地の幅員 (メートル)
五八・六〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十二月五日

指令越建セ第三〇〇〇二二一号

二 検査済証番号

令和元年十二月六日

越建セ第三四九一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東六百四十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町道佛二丁目二番一号 百十紅C一〇一号

伊草 賢介

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和元年十二月十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 平野 隆

一 許可番号

令和元年十一月二十五日

指令越建セ第三〇〇〇二三二二号

二 検査済証番号

令和元年十二月六日

越建セ第三五〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端五百七十六番一、字宮東六百二十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字川端五百七十六番地

荒木 英明

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和元年十二月十日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

令和元年十二月十七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 「魅力ある県立高校づくり第一期実施方策」について

ロ その他